別記11号様式（募集要項第３章２．⑷関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

⑴　有田市発注に係る宮原小学校跡地複合公共施設整備事業（当該事業の内容変更に伴う業務を含む。以下、単に「本事業」という｡）の業務

⑵　前号に付帯する事業

(名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体という｡）と称する。

(事務所の所在地)

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第４条　当企業体は、　　○年○月○日に設立し、本事業に係る設計・施工一括契約の履行後○箇月を経過するまでの間は、解散することができない。但し、有田市が解散することを認めた場合はその限りではない。

２　本事業を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る設計・施工一括契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　　　所　　○○県○○市○○○丁目○○番○○号

商号又は名称　　○○株式会社

住　　　　所　　○○県○○市○○○丁目○○番○○号

商号又は名称　　△△株式会社

住　　　　所　　○○県○○市○○○丁目○○番○○号

商号又は名称　　□□株式会社

(代表者の名称)

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第７条　当企業体の代表者は、本事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、宮原小学校跡地複合公共施設整備事業設計・施工一括発注公募プロポーザルの参加から契約の締結、設計業務、施工業務、工事監理業務の履行に至るまでの間、当企業体が履行する全ての権限を有するものとする。

（分担業務額)

第８条　各構成員と本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　設計業務　　　△△設計株式会社

　　　　　施工業務　　　〇〇建設株式会社

　　　　　工事監理業務　□□設計株式会社

２　前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

　（構成員の出資割合）【※：各業務において、同業務を行う者が２者以上いる場合適用】

第９条　共同企業体の設計業務に係る各構成員の出資割合は次のとおりとする。ただし、本事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○設計株式会社　　設計業務の　　％

△△設計株式会社　　設計業務の　　％

□□建設株式会社　　施工業務の　　％

◇◇建設株式会社　　施工業務の　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価をしんしゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第10条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本件業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進歩を図り、本事業の委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関）

第12条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第13条　構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第14条　本事業実施中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員の相互間の責任の分担）

第15条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(決算）

第16 条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第17条　決算の結果利益を生じさせた場合には、第８条及び第９条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第18条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条及び第９条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第19条　本協定書に基づく権利義務は第三者に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第20条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が協同連帯して本事業を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条及び第９条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名）

第21条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第22条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第20条第２項から第５項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第23条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第24条　当企業体が解散した後においても、本事業に関して契約内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第25条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社外○社は、上記のとおり有田市発注に係る宮原小学校跡地複合公共施設整備事業に係る特定建設工事共同企業体の協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、○通は各自所持し、１通は有田市へ提出するものとする。

　　年　　月　　日

　　　　　所　在　地

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者名

　　　　　所　在　地

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者名

　　　　　所　在　地

　　　　　商号又は名称

　　　　　代　表　者